

議案第五十二号

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報についての特例）

第九条 条例第三十三条の二の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項</p>	<p>第十五条第二項</p>	<p>第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項</p>
<p>第二条第一項第一号及び第二号</p>	<p>、第二十六条の八第二項及び第二十八条第二項</p>	<p>及び第二十六条の八第二項</p>
<p>第二条第一項第二号</p>	<p>開示を受け、又は申出をす る</p>	<p>又は開示を受ける</p>
<p>遺族又は法定代理人（</p>	<p>条例第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第三項に規定する代理人（以下「代理人」という。）（</p>	

2 条例第三十三條の三の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二條第一項第三号</p>	<p>遺族又は法定代理人に その他遺族又は法定代理人</p>	<p>法定代理人（ し、又は申出をする その他法定代理人</p>	<p>、委任状その他代理人 代理人</p>			
				<p>第二條第一項第四号及び第二項並びに第三條の見出し及び同條（第四項を除く。）</p>	<p>法定代理人</p>	<p>代理人</p>
<p>第三條第二項及び第三項</p>	<p>条例</p>	<p>条例第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用される条例</p>				
<p>第二條第一項</p>	<p>第十五條第二項</p>	<p>第三十三條の三第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五條第二項</p>				

	<p>、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項及び第二十八条第二項</p>	<p>及び第二十五条第三項</p>
<p>第二条第一項第一号及び第二号</p>	<p>開示を受け、又は申出をする</p>	<p>又は開示を受ける</p>
<p>第二条第一項第二号</p>	<p>遺族又は法定代理人（ 遺族又は法定代理人に その他遺族又は法定代理人</p>	<p>条例第三十三条の三第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第三項に規定する代理人（以下「代理人」という。）（ 代理人に 、委任状その他代理人</p>
<p>第二条第一項第三号</p>	<p>法定代理人（ し、又は申出をする その他法定代理人</p>	<p>代理人（ する 、委任状その他代理人</p>
<p>第二条第一項第四号及び第二項並びに第三条の見出し、同条第一項及び第二項</p>	<p>法定代理人</p>	<p>代理人</p>
<p>第三条第一項</p>	<p>第十四条第三項</p>	<p>第三十三条の三第二項の規定により読み替えて</p>

<p>第三条第二項</p>	<p>条例</p>	<p>適用される条例第十四条第三項</p>
		<p>条例第三十三条の三第二項の規定により読み替えて適用される条例</p>

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に一条を加える改正規定（第九条第二項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成二十七年十二月二十四日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第六十五号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年秋田県条例第65号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県教育委員会が取り扱う特定個人情報（情報提供等の記録に記録されたものを除く。）に関する規定の適用について所要の整備を行うこととする。
（第9条関係）
- (2) 秋田県教育委員会が取り扱う情報提供等の記録に関する規定の適用について所要の整備を行うこととする。（第9条関係）

3 施行期日

この規則は、平成28年1月1日から施行することとする。ただし、2(2)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

		新				旧	
<p>(特定個人情報についての特例)</p> <p>第九条 条例第三十三条の二の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>							
第二條第一項	第十五條第二項	第三十三條の二第二項	第二條第一項	第十五條第二項	第三十三條の二第二項	第二條第一項	第十五條第二項
第二條第一項第一号及び第二号	開示を受け、又は申出をする	又は開示を受ける	第二條第一項第二号	遺族又は法定代理人	条例第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四條第三項に規定する代理人(以下「代理人」という。)(代理人に	第二條第一項第二号	遺族又は法定代理人
第二條第一項第三号	遺族又は法定代理人その他遺族又は法定代理人	、委任状その他代理人	第二條第一項	法定代理人(し、又は申出をする	代理人(する	第二條第一項	遺族又は法定代理人その他遺族又は法定代理人

第二条第一 項第四号及 び第二項並 びに第三條 の見出し及 び同条（第 四項を除く 。）	その他法定代理人 法定代理人	、委任状その他代理人 代理人
第三条第一 項 第三条第二 項及び第三 項	第十四条第三項 條例	第三十三條の二第二項 の規定により読み替え て適用される條例第十 四條第三項 條例第三十三條の二第 二項の規定により読み 替えて適用される條例
第二条第一 項 第二条第一 項第一号及 び第二号 第二条第一 項	第十五条第二項 、第二十五條第三項、 第二十六條の八第二項 及び第二十八條第二項 開示を受け、又は申出 をする 遺族又は法定代理人（	第三十三條の三第二項 の規定により読み替え て適用される條例第十 五條第二項 及び第二十五條第三項 又は開示を受ける 條例第三十三條の三第

2

條例第三十三條の三の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規則の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條・第十一條 略	項第二号	遺族又は法定代理人に その他遺族又は法定代 理人	二項の規定により読み 替えて適用される条例 第十四条第三項に規定 する代理人（以下「代 理人」という。）（ 代理人に
	第二條第一 項第三号	法定代理人（ し、又は申出をする 	代理人（ する
第十條・第十一條 略	第二條第一 項第四号及 び第二項並 びに第三條 の見出し並 びに同條第 一項及び第 二項	法定代理人	、委任状その他代理人 代理人
	第三條第二 項	条例	条例第三十三條の第三 二項の規定により読み 替えて適用される条例
第九條・第十條 略			

「秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
の一部を改正する規則案」について

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日
教 育 庁 総 務 課

1 改正理由

いわゆるマイナンバー法の施行等に伴う秋田県個人情報保護条例の一部改正に伴い、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）に関する規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正内容

下記内容の条例改正に伴い、当規則の該当部分について読替規定を定めようとするもの。

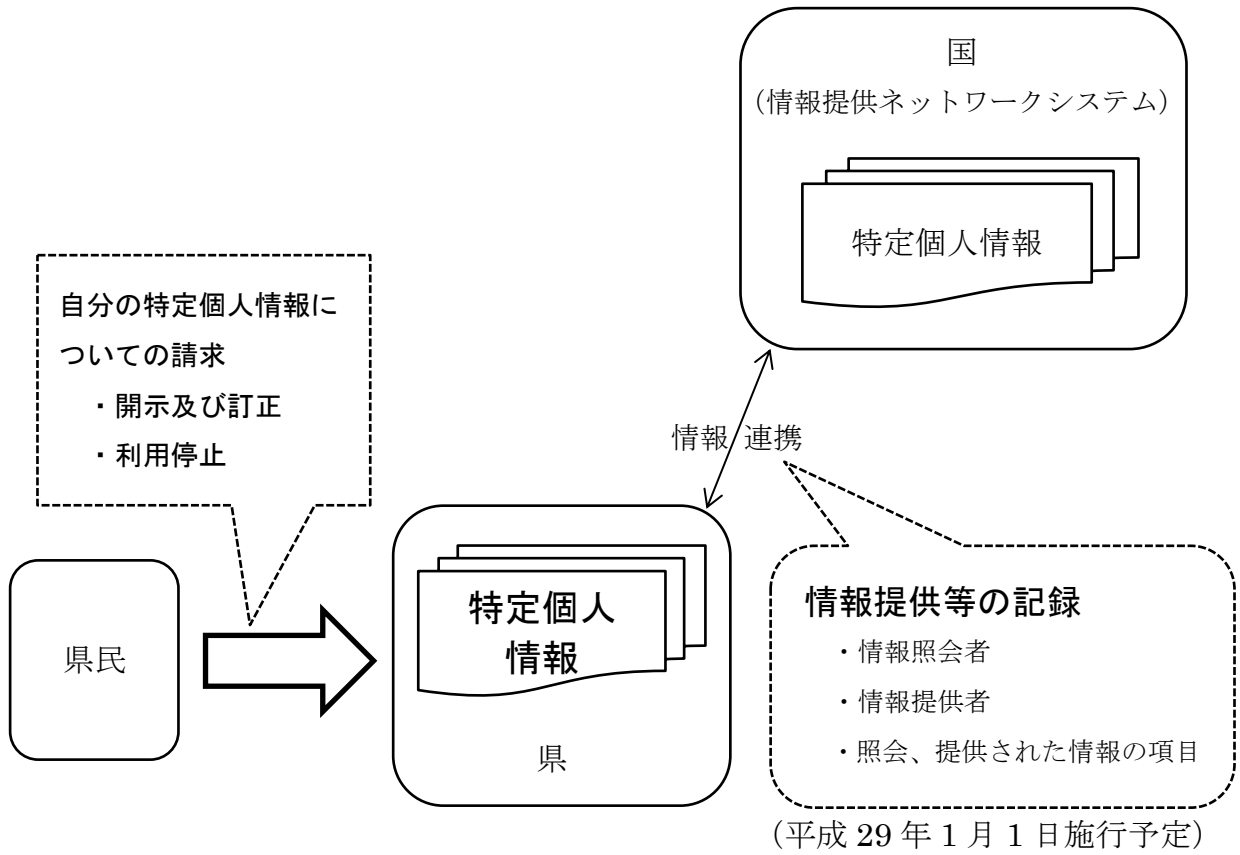
項目	特定個人情報	
	(1) (2)以外の特定個人情報 (第9条第1項)	(2) 情報提供等の記録 ※ (第9条第2項)
① 開示及び訂正	<ul style="list-style-type: none">本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。遺族による請求 → 適用除外	
② 是正の申出	<ul style="list-style-type: none">適用除外	
③ 利用停止	<ul style="list-style-type: none">本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。遺族による請求 → 適用除外	<ul style="list-style-type: none">適用除外

※ 情報提供等の記録：特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報

3 施行期日

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行することとする。ただし、2(2)は、マイナンバー法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

◎ 参考：マイナンバー制度開始に伴う個人情報保護条例の改正



※ 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報
(マイナンバーの付いた税の申告書など)